

令和3年度第1回三郷市景観審議会

- 1 開催日時 令和3年8月24日（火）10時00分～12時00分
- 2 開催場所 Web会議による開催
- 3 出席者 10名（委員総数10名）
（委員）
野中会長、田邊副会長、田中委員、横内委員、松井委員、
岡庭委員、澁谷委員、江川委員、橋本委員、小高委員
（事務局）
松本まちづくり推進部長（以下、まちづくり推進部長）
矢野まちづくり推進部理事兼副部長（以下、まちづくり推進部理事）
都市デザイン課：城津まちづくり推進部参事兼都市デザイン課長（以下、まちづくり推進部参事）
浦川都市デザイン課長補佐（以下、都市デザイン課長補佐）
荒木住宅景観係長（以下、住宅景観係長）
柳専門員、中村主任
- 4 議題
 - (1) 諮問事項
三郷市屋外広告物条例及び三郷市屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について
 - (2) 意見聴取事項
景観賞の募集及び入賞作品の選定について
 - (3) 報告事項
景観計画に基づく届出の状況について
- 5 議事内容
 - (1) 開会
 - （まちづくり推進部理事）
[開会]

[資料確認]
 - (2) 市長挨拶
 - 事前収録映像による
[市長挨拶]
 - (3) 会長及び副会長の選出
 - （都市デザイン課長補佐）
[三郷市景観条例による会長及び副会長の選出について説明]

- (まちづくり推進部理事)

[仮議長にまちづくり推進部長を指名し、議事を進行]

- 仮議長 (まちづくり推進部長)

[委員の出席状況を求める]

- (都市デザイン課長補佐)

[委員10名中10名が出席していることを報告]

- 仮議長 (まちづくり推進部長)

[条例の規定に基づき会長を選出]

[野中委員が会長に推薦され、野中委員承諾]

[野中会長から田邊委員が副会長に指名され、田邊委員承諾]

(4) 会長挨拶

- (野中会長)

[会長挨拶]

(5) 副会長挨拶

- (田邊副会長)

[副会長挨拶]

【野中新会長が議長となり、議事を進行】

- (野中会長)

[傍聴者の有無及び非公開に関する説明を求める]

- (都市デザイン課長補佐)

[傍聴者がいないこと及び議事内容が非公開情報に該当しないことについて報告]

- (野中会長)

[会議録の署名委員については、委員改選が行われたため名簿順とし、田中委員と横内委員を指名]

(6) 議案の審議及び報告事項

「議案第1号 三郷市屋外広告物条例及び三郷市屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)について」【諮問】

● (住宅景観係長)

[議案第1号について、資料に基づき説明する]

● (野中会長)

ただいま事務局からの説明の中で田中委員から本議案に対する事前意見提出があったという報告がありました。

つきましては、田中委員からご意見の説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

● (田中委員)

それではご説明させていただきます。

まず第18条の2の点検についてなんですけれども、点検実施の契機というのが、定期点検のみとなっているようなんですけれども、市長の点検指示による点検実施ができるような形で規定を条例に、そしてその対象となる広告物を掲出物件を施行規則上に盛り込んだ方が良いのではないかと考えました。

その背景としまして、近年、スーパー台風とか、爆弾低気圧などによって大雪が降ったりして、広告物にかなりダメージを与えるのではないかというふうに思いましてですね、定期的ということなので3年に1回とかっていうことになっていますので、そういった指導条件が発生した後に、緊急点検などができるような仕組みを作った方が良いのではないかというふうに考えまして、意見させていただきました。

以上です。

● (野中会長)

それでは、今のご意見に対する回答を事務局の方からお願いできますでしょうか。

● (まちづくり推進部参事)

ご意見ありがとうございました。回答いたします。

まずご意見いただきました第18条の点検についてということで、これからご説明いたしますが、議案書の10ページをお開きください。

議案書の10ページの一番下になります第27条に、報告の徴収及び立ち入り検査という項目がございます。

「市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物その他の場所に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。」というようになっております。

この条文は、市長の方から点検の指示を出せるような、条例上のたてつけとなっております。

実際こういう指示をできるようになっておりますが、実務におきましては、例えば台風の後などに市民からの連絡があったり、職員が危険な屋外広告物を把握いたしました段階で、屋外広告物の管理者等に連絡して、すぐ修繕などの対応を求めているところでございます。

私の経験の中では、速やかに対応していただいているところがございます。仮に対応が進まないケースがあれば、ご紹介いたしました条例に基づいて点検の実施や報告を求めていくことになろうかと思えます。

申し上げたかったのは、ご提言いただきました点につきましては、現行条例におきまして、カバーできているというものでございます。

ただいまのご意見につきましての回答は以上でございます。

●（田中委員）

続きまして、施行規則第16条（1）の中に記述されております広告旗についてなんですけれども、広告旗、つまりのぼり旗の旗を設置する場合ですね、通常、ホームセンターなどで市販されているポールと台を購入して利用するケースがほとんどだと思います。

その設置場所というのが、だいたい駅前等の商業施設、商業地域に集中しているというふうに考えられます。

設置する場合にですね、台の中に水を入れて使うっていうのがあるかと思えます。この水というのがですね、自然に蒸発するために定期的に水の補給をする必要があるので、これを怠ると風による移動が発生しやすくなるというところがありますので、特に商業地域ではビル風が発生しやすい環境であるため、のぼり旗が風で吹き飛ばされる。

それによって、公衆に対する危害が懸念されるので、その対策が必要ではないかと考えましてですね、点検項目の中に、広告旗を入れた方が良いのかなというふうに思いまして意見をさせていただきました。

●（野中会長）

はい。ありがとうございました。それに対して事務局の方から回答をお願いします。

●（まちづくり推進部参事）

例にお示しいただきました、のぼり旗ですね。その水の補給などの管理に関する対応策ということでございますが、このご意見につきまして、私もその通りだなという考えております。そういった考えを持っているうえで、屋外広告物の適正な管理がなされるような仕組み作り、その仕組みについてその条例についてお答えをいたします。

屋外広告物の点検に関することにつきましては、条例の第18条の2に規定がございまして、条例には原則全ての屋外広告物について、定期的な点検が必要であるというように記載しております。また規則の方では、広告物の種類および特性に応じて、必要な項目について実施するというように規定されてございます。

ご意見にございましたのぼり旗の基準につきましても、こちらについては条例に基づきまして、所有者の方が必要な点検項目として、それぞれ適切なタイミングで行っていただく必要がある。条例上ではそういった仕組みになっております。

制度上はですね、カバーできてるというふうに考えているのですけれども、あの制度云々ではなくてですね、重要なのが、しっかりと管理をしていただくと、そういったことが重要でございますので、私達につきましては、この仕組みをですね、如何にして有効に機能させていくか、そこが本当に重要であると考えております。

そのようなことから様々な機会を通じまして、屋外広告物の安全管理について市民の皆様にご案内したというところがございますので、条例について水の補給ですとかそういった個別みたいなことは書かないのですけれども、このたてつけとしてはそういうたてつけになっているという説明でございます。以上でございます。

● (野中会長)

ありがとうございました。田中委員、他にご意見よろしいでしょうか。

● (田中委員)

施行規則の第16条の点検の適用除外というのがありまして、第16条の(1)の中に広告旗が含まれてるんですね。

先ほどお話だと、網かかってないんじゃないかなというふうに思ったんですけど、これはいかがでしょうか。

● (野中会長)

事務局、いかがですか。

● (まちづくり推進部参事)

その私どもですね、事前にご質問いただきまして、点検したところではカバーできるようなことを理解していたんですけども、そこら辺ですね、もう一度改めてお預かりをして、検討していきたいと思います。

適用除外もございしますが、考え方としては、それぞれ管理していただきたいというふうでございしますので、今のご指摘を受けましてお預かりさせていただきたいと思います。

● (田中委員)

お願いします。3点目になるんですけども、屋外広告物等の点検報告書案の注釈の2についてなんですけれども、点検をした広告物または掲出物件の状況を知り得る写真を添付することというふうになっているんですけども、こちらはこの写真というのがですね、個別の点検箇所ではなく広告物全体の写真を示しているのか、あるいは点検箇所それぞれ各部の部分についての写真なのかというところがちょっとここから読み取れないんじゃないかなと思ひまして、ご意見させていただいたんですけども、いかがでしょうか。

● (野中会長)

事務局お願いいたします。

● (まちづくり推進部参事)

ご質問の点ですね、この様式の2の注2の部分、2つ目のところでございます。

この点検した場合の点検した写真につきましては、私どもの考え方といたしましては、様式の表の中の内ですね、点検箇所、一番左側になります、例えば基礎部ですとか、上部構造など、その点検した項目の写真、点検項目の写真ごとに、実務ではその写真を求めていくと

考えております。ご指摘もその通りなのかなというふうには受け止めました。

現在案の表現につきましては、他市の先行事例を参考にさせていただいております。

ちょっと幅広な表現だったのかなと認識もしているところでございますが、詳細な表現をすることで運用しにくくなるというケースもございますので、事務局といたしましては現在案のままを進めてまいりたいというふうに考えております。私からは以上です。

● (田中委員)

ありがとうございました。

● (野中会長)

それでは引き続いて先ほどの事務局からのご説明ありましたけれども、他に委員の皆様の方からご意見ご質問を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

ご意見などありましたら、挙手の表示をしていただくか、あるいは直接ご発言いただいても構いませんが、いかがでしょうか。

● (野中会長)

それでは田邊委員お願いいたします。

● (田邊副会長)

田邊です。今回の資料議案第1号説明書の方の3ページになりますけれども、Bの屋外広告物規制の運用の弾力化ということで、バス停あるいは案内板などにある程度の屋外広告物が掲出できる仕組みをつくるということになっております。

これに関しての基準について、議案書の28ページで示されていますけれども、周辺の景観に調和した色彩意匠等に配慮することということになっておりますが、これが一般広告物と同じ基準ということで、ご説明があったかと思えます。

一般広告物というのは、まちなかの野立広告とかそういうものの類というふうに理解しておりますけれども、この弾力化によって設置される場所とかですね、地物というのは、本来屋外広告物が掲出できないところに特例的な許可を与えて、掲出されるというようなものになるので、基準について、ここで規則で示すのがどうかというのは検討の余地があると思えますけれども、同じような運用ではなくてですね、やはり本来掲出できない場所に多くの方が見るものが見る屋外広告物が新たに設置されるという観点を持って、しっかりと内容とかですねデザインとか、そういうものを審査するというか、ある程度きちんと評価できるような運用もしていただきたいというふうに思います。

ここで許可基準として新たに検討しようとするとなかなかこれも大変だと思いますので、これは運用面で工夫していただければいいのかというふうに思いますけれども、やはりまちなかの一般広告物と、この特例許可によって掲出される非常に公共的にも重要な場所に掲出されるものが、同じ基準であってはならないのではないかと。

仮に同じ基準であったとしても、運用上の工夫によって良いもの、よりまちの公益に資するものになるように工夫をしていただきたいというふうに思います。

● (野中会長)

はい、ありがとうございました。事務局から回答いただけますでしょうか。

● (まちづくり推進部参事)

ご意見ありがとうございます。実際の運用の段階に入ったときに、我々としてもしっかりコントロールしていく必要は認識しているところでございます。

例えばさいたま市であれば、そういったガイドライン的なものを整理していますので、そういったものも参考になろうかと思えます。また、景観計画の中に、壁面の基準等がございますのでそういったものを参考にしながらしっかりと景観が素晴らしいものとなるように、今後の課題とさせていただきたいと思えます。

また、折を見てですね景観審議会の方にもご相談させていただきいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ご意見をお預かりして、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。以上です。

● (田邊副会長)

他都市の事例等を拝見すると、デザインとかですね、色や形の落ち着きというものもあるのですが、ぜひ実現していただきたいのは、できるだけですね地元で商いをされている事業者さんの広告物とか、地元でゆかりのある広告物が掲出されるような仕組みを優先される仕組みを考えていただきたい。

屋外広告物がやはり多くの方にご支持される媒体となるためには、全く縁もゆかりもないものが掲出されるよりも、地域の商業の活性化とか、そういうところに繋がるものが掲出されるべきだというふうに思えますので、その辺りも、色やデザインだけではなくて、工夫されるとより良いものになるのではないかとこのように加えてお伝えいたしたいと思えます。

● (野中会長)

ご意見として賜りました。事務局の方よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。意見が出尽くしたようです。

それではこの議案第1号、三郷市屋外広告物条例および三郷市屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)につきましては、諮問になりますので採決をさせていただきたいと思えますがよろしいでしょうか。

採決につきましては、この事務局案の通りに変更することに賛成の方は挙手のボタンを押していただければと思えます。

数的には8人に思えますが事務局の方確認いただけますか。

● (都市デザイン課課長補佐)

現在、私どもが画面で確認できますのは、8名の方です。

● (野中会長)

8名でよろしいですか。

- (都市デザイン課課長補佐)

はい。

- (野中会長)

それでは9名中8名ということになりますので、賛成多数ということになります。

したがいまして、本案は原案の通り決定ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それではこの決定しました審議事項につきましては、私の方から市長に速やかに答申をいたしますのでご了承願いますと思います。

また、委員の皆様には慎重なご審議をいただきありがとうございました。

それでは審議を進めさせていただきます。

続きまして議案第2号、

景観賞の募集および入選作品の選定について、事務局からご説明をお願いいたします。

「議案第2号 景観賞の募集および入選作品の選定について」【意見聴取】

- (住宅景観係長)

[議案第2号について、資料に基づき説明する]

- (野中会長)

本日は意見聴取ということで、大きく3点ございます。このうち2点につきまして、すなわち景観賞の募集の方法の前回からの変更点、それと景観賞の選考方法、この2点につきまして、まずご意見を伺いたいと思います。ただいまの事務局からの説明の中で田中委員から事前に提出がありましたという報告がありましたので、まず田中委員からご意見いただければと思います。よろしくをお願いします。

- (田中委員)

募集要領の8、その他のところなんですけれども、応募した写真は、景観の普及啓発に活用するため、展示会、市広報、市ホームページなどで使用というふうに表記されておりましたですね、これについて、著作権の帰属だけになっておりますので、著作者人格権の不行使についても言及をした方が良いのではないかなというふうに思いましたので、ご意見させていただきました。

その背景として以前ありました、彦根市とその彦根市がキャラクターを募集したとき、ひこにゃん事件として、著作者人格権の問題がクローズアップされたかと思っておりますので、著作者人格権が行使されないように、何か手を打った方がいいのではないかなというふうに思いました。以上です。

- (野中会長)

ありがとうございました。事務局からお願いいたします。

● (まちづくり推進部参事)

ご意見ありがとうございます。意見、著作者人格権の関係でございます。

私もちょっと詳しくわからなかったので簡単にこんなことなのではないかとご紹介させていただくと、著作者人格権とはいくつかあるようで、今ご紹介いただきましたもので、自分の著作物の内容や名前その辺を自分で把握して、勝手に改変されないという権利が同一性保持権、また氏名の表示権という、自分の著作物を公表するときに作者の名前を表示するかしないか、するのであればどのような形でやるのかそういったことを選択できる権利、そのほかに公表権というものあり、まず公表するかしないか、するとすればどのような方法で公表するのか、そのようなものをまとめて、著作者人格権だというふうに理解をしました。

それでご意見について私どもが、応募いただきました作品につきまして、今後こちらの都合で加工することも考えられるのかなと思っております。

いただいたご意見につきましては、改めて事務局でしっかり検討させていただきたいと考えております。

そのようなことなので、このご意見につきまして、今後の検討の参考にしていきたいと思っておりますので、本日ご出席の委員の皆様、何かお気づきの点ですとかご意見につきまして、この場を使って私どもにご意見を賜ればと思います。

まずは事務局の考えとしては、以上でございます。

● (野中会長)

ありがとうございます。意見聴取ということですので、他にもまた後ほど、委員の方々からもご意見をいただきたいと思っております。

それをもとにしまして、宿題の部分については事務局の方で検討をまた進めていただければというところであります。

続けて田中委員、ご意見の方を先にお願ひしたいと思います。

● (田中委員)

次にですね、応募する写真についてなんですけれども、景色部門に応募する写真なんですけれども、こちらは未発表のものに限定するのか、応募者が作成したものに限るのかななどの記述がないので、これはどういう扱いになるのかなというふうにはちょっとお聞きしたかったので、書かせていただきました。

● (野中会長)

事務局の方から回答をお願いします。

● (まちづくり推進部参事)

順番にお答えいたしますが、応募する写真の撮影者、こちらにつきまして、事務局といたしましては、応募された写真は、当然、応募者が撮影されてるものと想定しておりましたが、ご意見を踏まえまして、募集要領に記載する方向で検討していきたいというふうに考えております。

また、次の応募作品の発表・未発表につきましては、応募作品は未発表のものに限定しな

い方向で調整して行きたいというのが事務局の考えでございます。

この理由でございますが、議案書54ページの1景観賞の目的をご覧いただきたいと思っております。

景観賞を実施することで様々な景観資源が発掘されること。またこれらの景観資源の保存を検討する一因となることですか、市民や事業者の景観に対する愛着や誇りを育むきっかけとなること、このようなことを期待しておりますというように記述しております。

先ほど申し上げました事務局の判断につきましては、このきっかけの部分を重視していると考えたところでございます。

例えば他の写真コンテストに出品した写真であっても、応募される方が景観に対する意識するきっかけを持ってくださって、それを行動に移して応募してくださる、その応募された作品を優れた景観として市民の方が取り入れてくださる。そういった結果を得ることもできるのかなと思っております。

これがうまく循環していけば、景観賞の目的が達成されていくのかなと、そのように考えました。

また、事務局としましては、要領につきましてはある程度幅を持たせた形にしておいて、明らかに問題のある作品につきましては、事務局による事前確認結果について、選考委員会の中でご紹介をしていき、個別決定を選考委員会の中で検討していく。そのような運用ができればと考えております。

考え方については以上です。

繰り返しになりますが、1点目につきましては、応募作品は応募者が撮影したものにする、との表現を募集要領の中で伝えていきたいと考えております。

2点目につきましては、応募の作品が未発表のものに限定しない考え方をするというように現在も考えております。

会長からもございましたが、意見聴取でございますので、ただいま申し上げた私どもの考えにつきましても、ご意見賜ればというように考えております。以上でございます。

● (野中会長)

はい、ありがとうございました。それでは続けて田中委員、ご意見の方をお願いいたします。

● (田中委員)

次にですね、三郷市景観賞の景色部門についてなんですけれども、近くから遠くを見渡した景色を、表彰対象とするというふうにありますけれども、景観賞の趣旨からですね、景色だけではなく、景色が見渡せる場所が重要で、かつその場所、視点場ですね、ほっとできると同時に、安全な場所であることが必要不可欠ではないかというふうに思いまして、そのような観点から、評価をすべきではないのかなというふうに思いまして、ご意見させていただきました。以上です。

● (野中会長)

ありがとうございます。これにつきましても事務局の方からコメントをお願いできますで

しょうか。

● (まちづくり推進部参事)

ありがとうございます。事務局の考え方についてお答えしてまいります。

景色を見渡せる場所としての視点場、その視点場そのものについて評価を加えてみたらどうかなど、そういったご意見だと思いました。

おっしゃられている通り、視点場が安全な場所であることは当然必要なものであると私どもも考えております。

またこれまで運用してまいりました景観賞募集要領につきましても、良い意味でとらえていただきたいのですけれども、ゆとりを持った内容になっていると理解をしております、細部の詳細まで突き詰めたものにしないで、ある程度その運用の中で対応していこうとそういった発想に立った要領になっているものと考えております。

安全性のことですけれども、例えば道路の真ん中ですとか、橋から身を乗り出してみるなど、そういった常識で考えてまして危険な視点場から景観が応募された場合については、選考から消去して不適切な作品であると思っておりますし、そういった懸念がある場合につきましては、選考委員会の中で委員の皆様は私の方からその状況を示した上でその作品の取り扱いについて、皆様と一緒に考えて、判断を仰いで行きたいとそういったところで、もし不都合、具合の悪いようなものがあれば、選考の対象から除外していくと、そういったことも考えられます。

いろいろ申し上げましたが、お預かりしたご意見の意見につきまして、事務局といたしましては、視点場を評価に加えることにつきましては、要領への追記はしないで運用の中で対応していけばいいのかなというように考えました。以上でございます。

● (野中会長)

ありがとうございます。続けて4点目お願いいたします。

● (田中委員)

今事務局さんの方からご回答いただいたところが回答になってしまっているのかなと思うんですけども、ちょっと次の意見を発表させていただきます。

景観賞の実施要領の別表内の景色部門の選考対象についてということで、公共の場所から見られるという記述がありまして、公共の安全で容易に到達できる場所から見られるというふうに、要は、景観の景色あるいは景観を見る視点場についての評価を加えた方が良いというふうに考えましたのでご意見させていただきました。

また数年に一度とか、複数の条件が揃った場合など、極まれにしか見ることができない景色の写真は点数を考慮する、あるいは対象外とするのは、もう単なるフォトコンテストではなく景観賞である趣旨を明確にした方が良いというふうに思いましたので、これについてもご意見させていただきました。以上です。

● (野中会長)

ありがとうございました。続いて事務局の方後半の部分からコメントありますでしょうか。

● (まちづくり推進部参事)

はい、ありがとうございます。

先ほどちょっと先走りまして申し訳ありませんでした。2つ目のポイントとしまして、こういうフォトコンテストじゃなくて、景観賞である趣旨を明確にというところにつきましての考え方でございます。

この点につきましては、例えば百年に一度ですとか、ほとんど人の見ることができない作品につきましては、現在の選考の視点の中で、例えばまちの景観をリードしているですとか、本市の景観形成に貢献している、そういった評価がされにくいのではないかなというようにとらえております。

また募集要領の中でこの選考の視点を公表しておりますので、単なるフォトコンテストではないというようなことは示しているのではないかなというふうに考えております。

あとはこの私どもの考え方につきましても、ご意見を頂きたいと考えております。

● (野中会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま田中委員からいろいろご意見いただきましたが、他に委員の方々の方からご意見がありましたら、挙手マークを押していただくかご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

● (松井委員)

すいません、松井と申します。

● (野中会長)

松井委員、お願いいたします。

● (松井委員)

先ほど城津課長さんの方から、景観賞実施の目的の話があって、この目的はどのぐらい達成してるのかね。この目的を達成するために、目標があると思うんですよ。

この目標が、活動部門だったり、建築、緑部門それから景色部門とこの三つの部分が掲げてると思うんですよね。

目的を達成するために、目標として三つの部門がある。

先ほどですね、一番少ないのが活動部門で圧倒的に多分少ないと思うんですよ。

それを達成するために、町会長会議とかに情報を流すというふうな話があったと思うんですが、できればもうどのぐらい目的が達成できてるかっていうことが数字的にわかると、今後の対策の打ち方が、何か考えられるんじゃないかなということで、目的が今現在どのぐらい達成してるのかわかるように考えていただいたらどうかなと思うんですがいかがでしょうか。以上です。

● (野中会長)

はい、ありがとうございます。事務局の方、回答をお願いします。

●（まちづくり推進部参事）

ありがとうございます。

ご意見ですね、目的を達成するための目標設定、数値目標を立ててみたらどうかということだったかと思いますが、現在ですね、例えばその応募件数が何件ですとか、そのような数値目標を設けてはおりません。

せっかくやっているものですから、数値目標があるといいのかなというふうにはお話いただきながら感じたところではございます。

また、景観のことですので、単純に点数を数値化すればいいのかというふうに、いろいろ課題はあると感じているところではございます。

今後の検討課題としてお預かりすることはまず申し上げたうえで、三郷市景観計画を策定し、景観計画に基づいていろいろな取り組みをしているところでございます。

その景観計画は段階的に見直していこうと、そういった記載になっておりまして、現在、中々進んでいかないんですけども、景観計画の見直しについて検討を着手したところでございます。

その検討の中で、ただいまご意見をいただきました景観賞の目指すべき目標のところですね、数値のところもあるでしょうし、その他何か抽象的なものでもいいんですけども、そういった目標設定ができるような形で少し検討していきたいというように考えてございます。

●（野中会長）

ありがとうございます。松井委員よろしいでしょうか。

●（松井委員）

ありがとうございます。あの、目的に市民や事業者の景観に対する愛着や、誇りを育むきっかけとなるというふうなことで、私今まで話を聞いてまして、活動部門が活性化することが住んでいる事業者や市民が、愛着や誇りを持つってものすごく重要だと思うんです。

そのためには今町会が100以上あると思うんですよ。その100以上の町会が意識をして活性化することが住んで誇りを持つ市民が多くなるんじゃないかなということで、ぜひ活動部分部門の評価をお願いしたいなというふうに思いました。以上でございます。

●（まちづくり推進部参事）

ありがとうございます。ご意見として賜りたいと思いますけれども、募集やその周知においても関係各所にやはりご案内すると同時に、また選考されたものについての発表の方法とかその場ですね。それをもとにして地域、まちの方々にも認識をしてもらって、また5年後にこういうものがありますよというようなことを伝えていって、これは広げているということも大事なのかなと思いました。

●（野中会長）

先ほど、澁谷委員の手が上がったと思うんですが、よろしいでしょうか。

● (澁谷委員)

事前に頂戴していた意見聴取についてのメモには該当しないと思うんですが、いただいている参考資料を拝見しまして、4ページ以降に、平成28年度の例題がざっと出てくるんですけども、用紙の募集期間が10月から1月とか、おそらく28年度も一緒だったと思うんですけど、秋冬の景色になりますね。

選考項目の中に、先ほど緑というものもありましたし、ご説明の中に緑地という言葉も出てきておりましたし、そういったことを考えると、募集期間というのはもっと暖かい時期からの方がいいのかなと。

今年度はこのままだと思うんですけども、例えばその2年後にございますよね。あるいはまた5年後のこのような募集があるかと思うんですけど、そういったところでは、期間のところも考慮していただけるといいかなと思いました。以上でございます。

● (野中会長)

ありがとうございました。募集の時期ですね、タイミングってこともあるかと思うんですが事務局の方から、意見ありますでしょうか。

● (まちづくり推進部参事)

ご意見ありがとうございます。そういったご意見もそうだなと思いました。

今ご意見を頂いた通り、今年度の反映ってちょっと難しいところあるんですけども、次回と同じ部門の時には改善ができるように、お預かりしたいと思います。以上です。

● (野中会長)

はい、ありがとうございます。

多分その5年に1回と年の間隔が空くんですけども、またそういうのがありますよっていうことでいろいろ準備していただくとか、市民の方々にネタを溜めていただくとかそういう機会を何か継続的にしていくとまた違うのかなというふうに伺っていて思いました。

どうもありがとうございます。

● (澁谷委員)

今後、考慮していただければありがたいです。以上です。

● (野中会長)

ありがとうございました。

他の委員の方々からご意見ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、今少し検討課題がありましたけれども、事務局案をベースにしまして少し検討いただけるようなことで進めていただくということでもよろしいでしょうか。

それでは、事務局の皆様には本日出た意見を踏まえまして、引き続き景観賞開催に向けた準備を進めていただきたいというふうに思います。

最後にですね、3点目ですけども、景観賞選考委員会の立ち上げ及び会長の選任につい

てご意見を伺いたいと思います。

先ほどの事務局の説明のとおり、選考委員会の会長は委員の互選によって決定をいたします。

選考委員会の立ち上げ及び会長の選任に対してのご意見やご質問、また、会長の候補としてどなたか推薦される方がいらっしゃいましたら、挙手の上ご発言いただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

岡庭委員、お願いいたします。

● (岡庭委員)

会長の推薦でございますが、野中会長継続でお願いしたいと思います。

● (野中会長)

はい。他にご意見はよろしいでしょうか。

それでは恐縮ですけれども、ご推挙いただきましたので、景観賞の選考委員会の会長につきましては私、野中とさせていただきます。

これをもちまして選考委員会の立ち上げの手続きとさせていただきたいと思いますが、異議はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それではこの議案については意見が出尽くしたようですので、これで終了とさせていただきます。

それでは続きまして報告事項1、景観計画に基づく届出の状況について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

「報告事項1 景観計画に基づく届出の状況について」

● (住宅景観係長)

[報告事項1について資料に基づき説明する]

● (野中会長)

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関しましてご質問ありましたら、挙手の上ご発言いただければと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここでこの件につきましては、終了ということにさせていただきます。

それでは、私の方で行う議事進行に関しましては全て終了しましたので、事務局の方に進行をお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

● (まちづくり推進部参事)

野中会長、進行ありがとうございました。

次に次第の7「その他」でございますが、今後の予定について事務局からご連絡いたします。

(7) その他

● (都市デザイン課課長補佐)

本日はお忙しい中ご審議いただき、ありがとうございました。

本日のご審議を受けまして、三郷市屋外広告物条例及び三郷市屋外広告物条例施行規則の一部改正並びに景観賞の募集及び入賞作品の選定についての事務手続きを進めてまいりたいと思っております。

続いて、今後の景観審議会の開催予定につきまして、お知らせさせていただきます。

先ほどの議案の中でも説明をいたしました。次回は来年春ごろの開催を予定しております。

開催の際には1か月前にご通知をいたしますので、よろしくお願いたします。

その他連絡は以上でございます。

● (まちづくり推進部理事)

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

それでは、当審議会の副会長の田邊様より閉会のご挨拶をお願いしたいと存じます。

(8) 閉会

● (田邊副会長)

[副会長挨拶]

● (まちづくり推進部理事)

ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年度第1回三郷市景観審議会を閉会とさせていただきます。

本日は初のWeb形式での開催ということで、一部通信の不具合などご不便な点もあったかとは存じますが、皆様のご協力により無事に第1回の審議会を開催することができましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。